

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
発行人 橋本篤弘
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

NOVEMBER 2018
VOL.604

11



高所作業～安全帯着用ヨシ! 来年2月からはフルハーネス 先行ですね!!～ 写真提供者:水戸市 水谷 啓一氏
撮影協力:菅原建設(株)、(株)ヨシダ

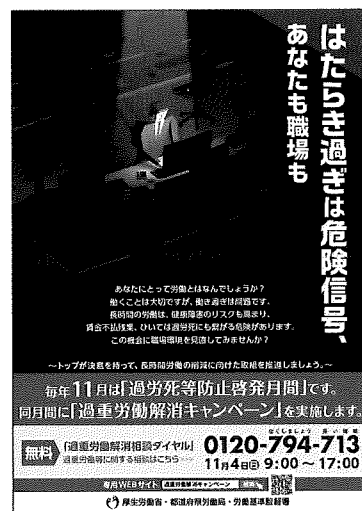
●2018 11月号 CONTENTS●

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です……………2 | 外国人労働者にフォークリフト運転の資格を |
| 労働時間法制の見直しについて……………4 | 取らせたいと考えている事業主の皆様へ…13 |
| 茨城県産業安全衛生大会が開催されました……………10 | 講習会のご案内……………14 |
| 業務改善助成金の活用事例について……………11 | 茨城地区出張特別試験が実施される……………15 |
| 家内労働(内職)の委託者の皆様へ……………11 | 茨城労働局長より |
| 働き方改革セミナー開催のご案内……………12 | 働き方改革の取組に関する要請を受けました…15 |
| 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………13 | 県内の労働災害発生状況速報……………15 |
| | 茨城県最低賃金……………16 |

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

はたらき過ぎは危険信号、 あなたも職場も

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため茨城労働局では、同月間に合わせ、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



◇事業場の皆様におかれては、過重労働に係る健康障害を防止し、また賃金不払残業を解消するために、次の取組をお願いします。

過重労働による健康障害を防止するために

①時間外・休日労働時間の削減

- ◆36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準に適合したものとする必要があります。
- ◆特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は45時間以下とするよう努めましょう。
- ◆休日労働についても削減に努めましょう。

②年次有給休暇の取得促進

- ◆年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◆健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ◆長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう。

◇厚生労働省・茨城労働局では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減等働き方改革に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

重点監督を実施します。

各種相談等から長時間・過重労働が疑われる事業場などへの監督指導を重点的に行います。

平成30年11月4日(日) フリーダイヤルによる電話相談を全国一斉で実施します。

過重労働解消 相談ダイヤル	なくしましょう 長い残業 0120-794-713	午前9時から午後5時
------------------	-------------------------------------	------------

- 平日は、従来どおり、茨城労働局や県内の各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」でご相談を受け付けています。
- 夜間や休日、労働条件のお悩みには、フリーダイヤルで電話相談をお受けしています。

労働条件相談 ほっとライン	フリーダイヤル はい! ろうどう 0120-811-610	月～金(祝日含む)	午後5時から午後10時
		土・日	午前9時から午後9時

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

平成30年11月25日(日) 13:30~15:30 定員:100名

つくば国際会議場 中会議室201(つくば市竹園2-20-3)

基調講演 「過労死問題解決のための支援団体の取り組み」

坂倉 昇平氏 (NPO法人 POSSE理事)

詳細・申込は、厚生労働省委託先事業者(株式会社プロセスユニーク)の専用ウェブサイトまで

→ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省 茨城労働局

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやワーク・ライフ・バランス等の労働環境によって多くの労働者の健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは、過労死等防止対策の推進に向けた取組について、基調講演のほか、過労死等の現状や課題、防止対策について学びます。

① 平成30年11月25日(日)
13:30~15:30(受付は13:00~)

② つくば国際会議場
中会議室201(つくば市竹園2-20-3)
(定員)100名

参加無料

主催：厚生労働省
協賛：茨城県、つくば市
協力：厚生労働省労働政策研究センター、茨城県労働委員会、茨城県労働局、茨城県労働基準監督署

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの内容

1. 残業時間の上限規制
2. 「勤務間インターバル」制度の導入促進
3. 年5日間の年次有給休暇の取得(企業に義務づけ)
4. 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ
5. 労働時間の客観的な把握(企業に義務づけ)
6. 「高度プロフェッショナル制度」を創設
7. 産業医・産業保健機能の強化

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

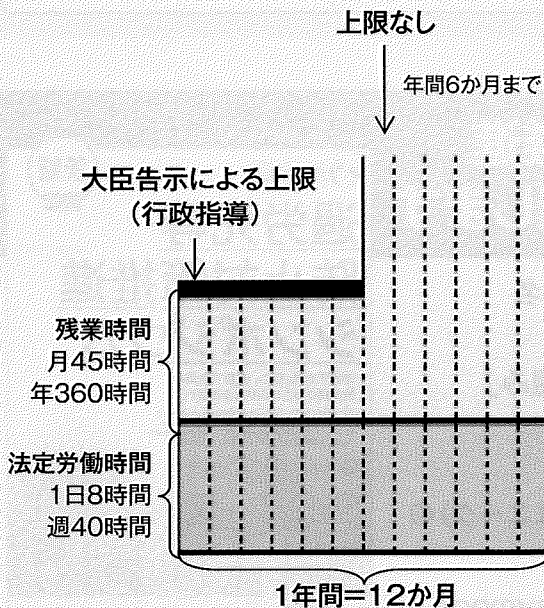
※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

1. 残業時間の上限規制について

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

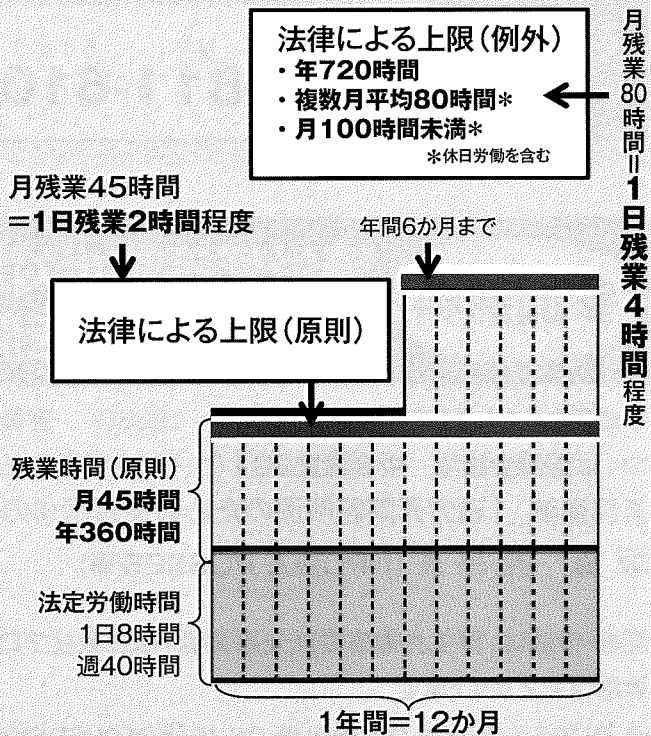
(現在)

法律上は、残業時間の上限がありませんでした(行政指導のみ)。



(改正後)

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。



※中小企業における残業時間の上限規制の適用は、2020年4月1日です。

◎残業時間の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

(月45時間は、**1日当たり2時間程度**の残業に相当します。)

◎**臨時的な特別の事情**があつて労使が合意する場合でも、

- ・ **年720時間**以内
- ・ **複数月平均80時間**以内(休日労働を含む)
- ・ **月100時間未滿**(休日労働を含む)

を超えることはできません。

(月80時間は、**1日当たり4時間程度**の残業に相当します。)

また、原則である月45時間を超えることができるのは**年間6か月**までです。

◎時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し(36協定)、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。(記載例参照)

◎36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。

⇒記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf> (特別条項)

指 針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

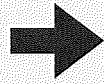
【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未滿の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

2. 「勤務間のインターバル」制度の導入促進

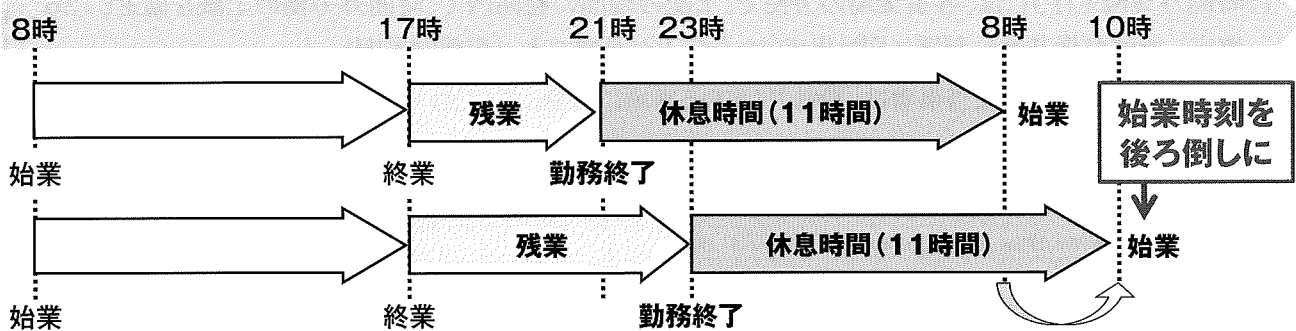
「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】

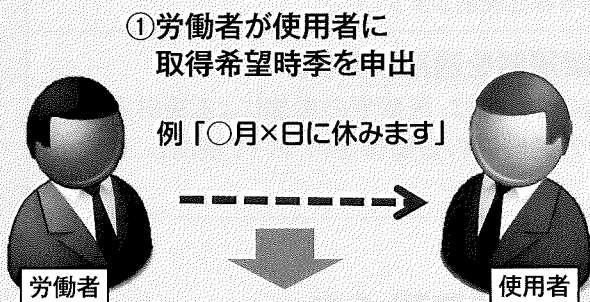


※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

3. 年5日間の年次有給休暇の取得を企業に義務づけます

(現在)

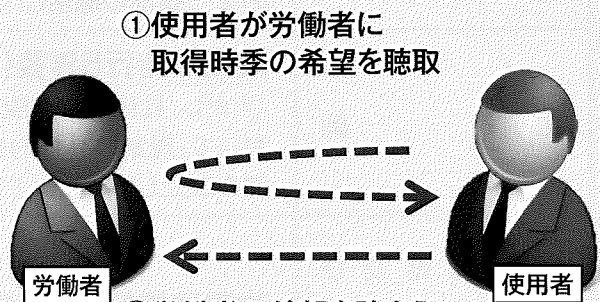
労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。



そもそも、①の希望申出がしにくいという状況がありました。
⇒ 我が国の年休取得率:49.4%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日は取得していただきます。

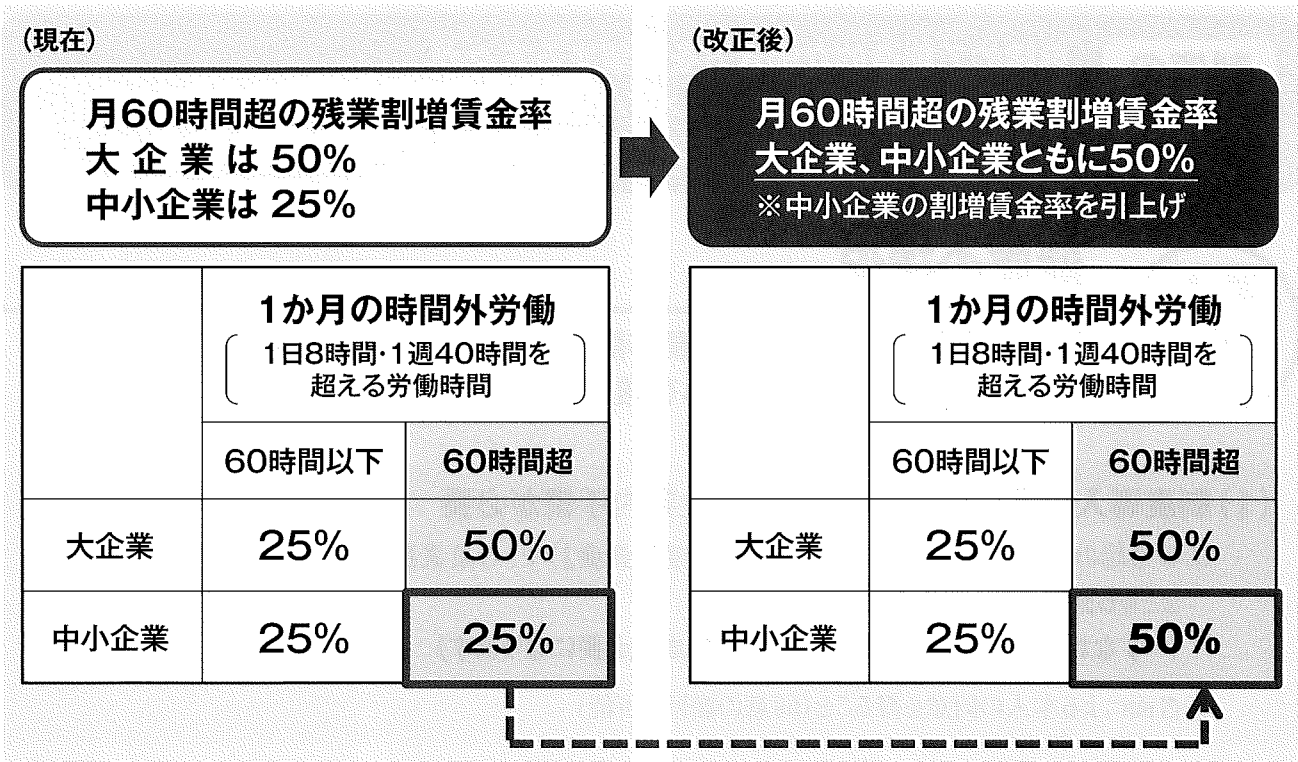


③○月×日に年休が成立

※時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。

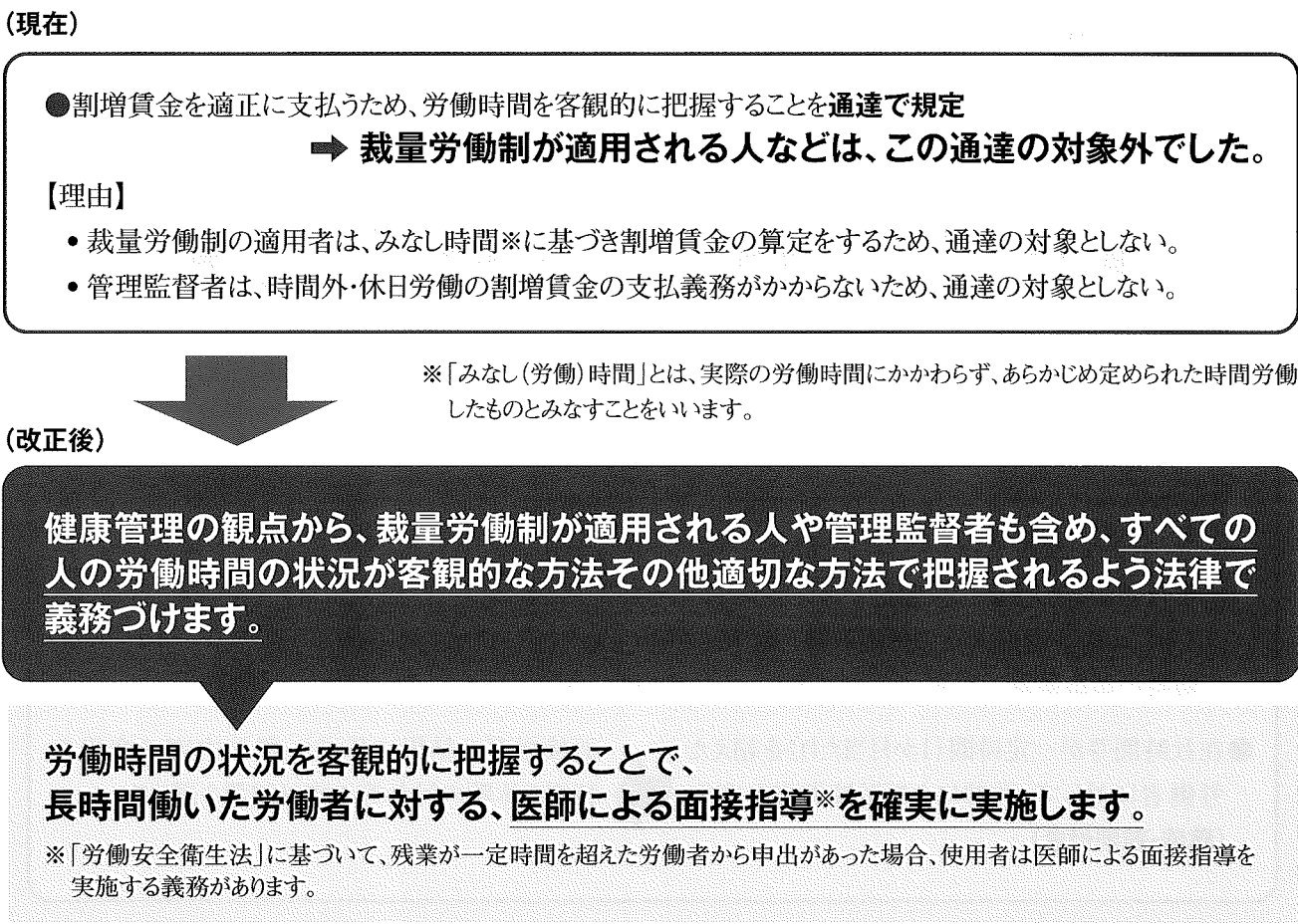
☞ <https://www.mhlw.go.jp/content/000350327.pdf>

4.月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます



※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引き上げの適用は、2023年4月1日です。

5.労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます



6.「高度プロフェッショナル制度」を新設します

制度の目的

自律的で創造的な働き方を希望する方々が、高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意します。

要点 1

健康の確保

制度の創設に当たっては、長時間労働を強いられないよう、以下のような手厚い仕組みを徹底します。

(1) 制度導入の際には、法律に定める企業内手続が必要

- ①事業場の労使同数の委員会（いわゆる「労使委員会」）で、対象業務、対象労働者、健康確保措置などを5分の4以上の多数で決議すること
(=すなわち、労働者側委員の過半数の賛成が必要になります)
- ②書面による本人の同意を得ること(同意の撤回も可能)

(2) 現行の労働時間規制から新たな規制の枠組みへ

現在の労働時間規制とは…

- いわゆる36協定(時間外・休日労働の規制)
- 時間外・休日及び深夜の割増賃金



高い交渉力を有する高度専門職(具体例は次頁参照)については、その働き方にあった健康確保のための新たな規制の枠組みを設ける

新たな規制の枠組み = 在社時間等に基づく健康確保措置

●年間104日以上、かつ、4週4日以上の休日確保を義務付け

●加えて、以下のいずれかの措置を義務付け

※どの措置を講じるかは労使委員会の5分の4の多数で決議

①インターバル規制(終業・始業時刻の間に一定時間を確保)

+ 深夜業(22~5時)の回数を制限(1か月当たり)

②在社時間等の上限の設定(1か月又は3か月当たり)

③1年につき、2週間連続の休暇取得(働く方が希望する場合には1週間連続×2回)

④臨時の健康診断の実施(在社時間等が一定時間を超えた場合又は本人の申出があった場合)

●在社時間等が一定時間(1か月当たり)を超えた労働者に対して、医師による面接指導を実施(義務・罰則付き)



面接指導の結果に基づき、職務内容の変更や特別な休暇の付与等の事後措置を講じる

要点 2

対象者の限定

制度の対象者は、高度な専門的知識を持ち、高い年収を得ている、ごく限定的な少数の方々です。

(1) 対象は高度専門職のみ

- 高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と成果との関連が高くない業務
具体例：金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務など

(2) 対象は希望する方のみ

- 職務を明確に定める「職務記述書」等により同意している方

(3) 対象は高所得者のみ

- 年収が「労働者の平均給与額の3倍」を「相当程度上回る水準」以上の方
＝交渉力のある労働者…具体額は「1075万円」を想定

7. 「産業医・産業保健機能」を強化します

(1) 産業医の活動環境の整備

(現在)

産業医は、労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して勧告することができます。

事業者は、産業医から勧告を受けた場合は、その勧告を尊重する義務があります。

(改正後)

事業者から産業医への情報提供を充実・強化します。

事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととします。

産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。

事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

(2) 労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いの推進

(現在)

事業者は、労働者の健康相談等を継続的かつ計画的に行う必要があります(努力義務)。

(改正後)

産業医等による労働者の健康相談を強化します。

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないこととします。

事業者による労働者の健康情報の適正な取扱いを推進します。

事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用及び適正な管理について、指針を定め、労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるようにします。

平成30年度 茨城県産業安全衛生大会が 開催されました。

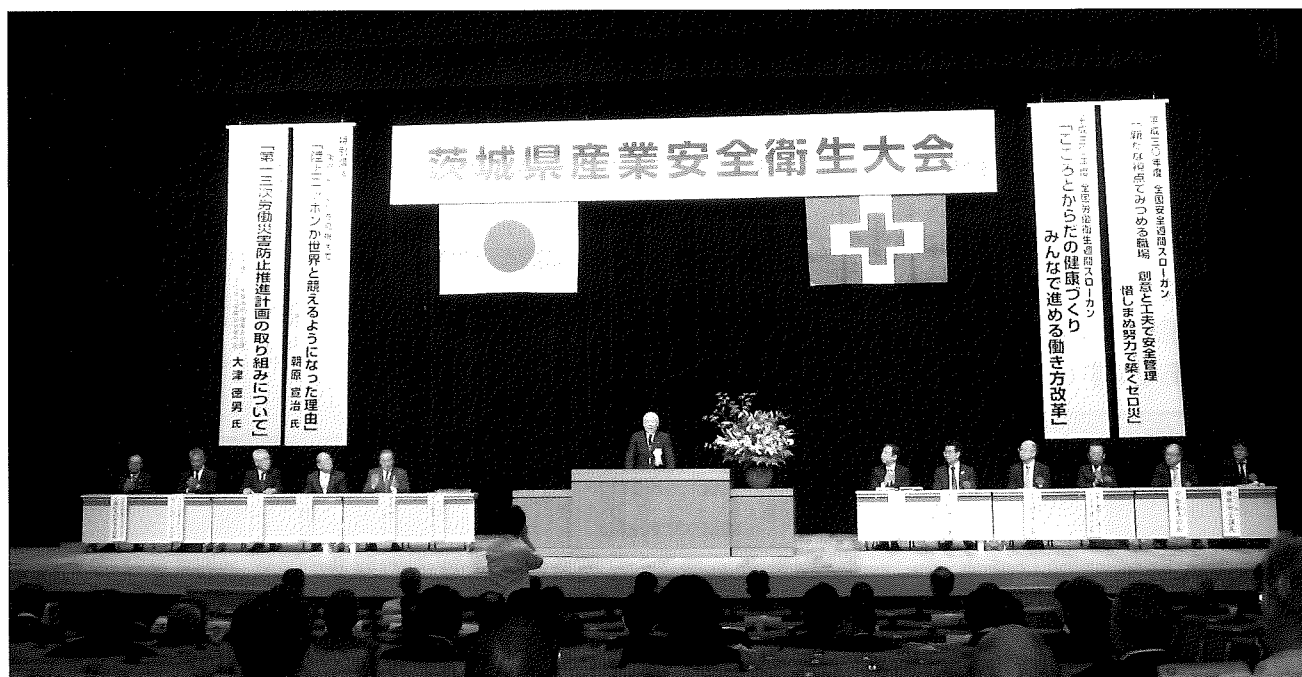
第69回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、労働災害の撲滅と職場の労働衛生管理水準の一層の向上を期して、平成30年度茨城県産業安全衛生大会が去る10月4日(木)、茨城県立県民文化センター大ホールにおいて県内6つの労働災害防止団体が主催し、茨城県、茨城労働局、(一社)茨城県経営者協会、日本労働組合総連合会茨城県連合会の後援、茨城産業保健総合支援センター、(公財)茨城県体育協会の協賛を頂き開催されました。

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約500人、一般参加者が約60人、計約560人の方々の参加を頂きました。

開会に先立ち、労働災害による殉職者の方々に哀悼の意を表して参加者全員による黙とうが行われました。その後、第一部においては、特に顕著な安全衛生活動を行っている事業場やこれまで安全衛生活動に功績のあった個人をたたえ、茨城労働局長及び各労働災害防止団体の長からの表彰状の授与が行われ、福元労働局長、宇野副知事、沢畑経営者協会副会長、連合茨城内山会長様からご祝辞を賜りました。

第二部では、最初に茨城労働局健康安全課主任地方産業安全専門官の大津徳男様より「第13次労働災害防止推進計画の取り組みについて」と題して講演をいただきました。その後、本大会の特別講演として北京五輪の400メートルリレー銅メダリストの朝原宣治様を招いて、「東京2020を見据えて」と題して陸上ニッポンが世界と競えるようになった理由をテーマに、日本が4×100メートルリレーで米国やジャマイカの強豪と競えるようになった経緯、チームワークの大切さ、指導者の在り方など分かりやすい講演が行われました。

最後に、労働災害の防止と「安全」、「健康」、「快適」な職場環境形成に全力を挙げて邁進することを誓う大会宣言案が読み上げられ、採択されて大会が終了しました。



業務改善助成金の活用事例について

業務改善助成金とは、最低賃金引上げ支援のための助成金で、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

- <支給要件> ① 事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6か月を経過していること)の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
 ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※過去に業務改善助成金を受給したことがある事業場であっても助成対象となります。

<支給額> 引上げ額に応じて(30円以上)一定額を助成(上限額は100万円)。

●活用事例：縫製機器の導入によって作業の効率化がなされた例【非金属製造業】

- ・ビニールシート等の縫製作業にあたり、従前の業務用ミシンでは定形外サイズの縫製に対応出来ず、手縫いで作業を行っていた。また、従業員の中で手縫い作業が出来る技術を持つ者は限られており、仕上げまでに要する時間と作業を行う従業員の負担の軽減が課題とされていた。
- ・そこで助成金を活用し、定形外サイズの縫製も可能な上級仕様のミシンを導入した結果、仕上げまでの作業時間を大幅に短縮することが出来た。機器の導入によって、定型サイズも含めた縫製作業全体に占める作業時間が短縮され、これに伴う労働生産性の向上により労働者の時間給を60円引き上げた。

助成金の活用事例は「～最低賃金の引上げに向けて～生産性向上の事例集」で紹介しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/index.html
 詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)へお問い合わせください。

家内労働(内職)の委託者の皆様へ

厚生労働省が実施した家内労働(内職)に関する調査によると、委託者・家内労働者ともに、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持たず、必ずしも積極的に災害防止に取り組んでいない現状が見受けられています。

このため、厚生労働省では、調査結果などを基に、作業ごとに対策や注意点をとりまとめた「災害防止対策ガイドブック(委託者用・家内労働者用)」、「好事例から学ぶ家内労働に関する安全衛生のポイント」を作成しています。茨城労働局でも配布していますので、安全衛生の向上にお役立てください(厚生労働省ホームページからもダウンロードできます)。

また、家内労働法の内容をまとめたパンフレット「家内労働のしおり」や伝票式の「家内労働手帳」もありますのでご利用ください。

茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216

災害事例と対策



換気扇のある部屋でシンナーを用いて塗装を乾燥させると、粉塵が舞い上がり、呼吸器に侵入する可能性がある。

【対策】
 換気扇の回数を増やし、換気扇のフィルターを定期的に掃除する。
 換気扇の回数を増やし、換気扇のフィルターを定期的に掃除する。



有機溶剤を使用する作業について、長時間にわたって、身体がたどるくまなく、皮膚や粘膜等に接触が防止。

【対策】
 有機溶剤の取付け
 防護マスクの使用(国家検定合格品)



皮革製品の接着作業中、有機溶剤が手に付着し、手が腫れ、発熱した。

【対策】
 不要な手袋の使用



長時間、換気扇のない部屋で業務を行っていた。粉塵が目に付着し、目赤や目痒みを感じた。

【対策】
 換気扇の取付け
 防護マスクの使用(国家検定合格品)



清掃用のしりぞき剤で作業場を清掃作業中、有機溶剤中毒になった。

【対策】
 全体換気
 防護マスクの使用(国家検定合格品)



災害を防止するために

定期的な家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう!

Check ▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか?

家内労働者が健康診断を受診しようとする時は、必要な援助に努めましょう!

防護マスクは国家検定に合格したものを使用するよう指導しましょう!

▲「災害防止対策ガイドブック」

働き方改革 関連法成立

働き方改革実現会議構成員 水町 勇一郎 氏に聞く

どうなる? どうする?

あなたの会社の「働き方」

6月29日「働き方改革関連法」が成立しました。これにより、「残業時間の上限規制」「年次有給休暇の付与義務の強化」「非正規雇用労働者の待遇改善」などが企業に義務付けされることになります。

法律の成立により、「働き方」はどのように変わのでしょうか?そして企業では、施行に向けて、どのような準備が必要となるのでしょうか?

今般、政府の働き方改革実現会議構成員として、法律の原案である「働き方改革実行計画」の作成に携わった、水町勇一郎東京大学教授が、「働き方改革関連法」の詳細について説明するとともに、実務面で留意すべきポイントについて解説いたします。併せて「勤務間インターバル制度」や改正健康増進法で強化された受動喫煙対策についても、専門家が説明します。

日時 ▶ 平成**30**年**12**月**14**日(金)
午後**1**時~午後**4**時**30**分
(開場12時30分)

場所 ▶ **ひたちなか市
文化会館小ホール**
(茨城県ひたちなか市青葉町1-1)

講師

- ①働き方改革関連法案成立でどうなる? どうする?
あなたの会社の「働き方」 東京大学社会科学研究所教授 **水町 勇一郎 氏**
- ②勤務間インターバル制度について
特定社会保険労務士 働き方・休み方改善コンサルタント(茨城労働局) **山口 栄一 氏**
- ③受動喫煙対策について
労働衛生コンサルタント・薬剤師 **片倉 薫 氏**

費用 ▶ **無料**

定員 ▶ **350名** 定員になり次第
締切とします

申込

- ①インターネットによるお申込
ホームページ内バナーから、お申込フォームに飛び、必須事項を記載しお申込して下さい。
お申込みフォームページ ▶ <https://roukiren-ibaraki.or.jp/yoyaku1214/>
- ②下記申込用紙を使ってFAXによるお申込

事業場名			
事業場所在地	〒		
部署名	TEL		
	FAX		
氏名(ふりがな)		氏名(ふりがな)	

(注)受講票等は発行いたしませんので、当日FAXした本申込書(写しでも可)をご持参ください。

FAX ▶ 029-227-4507 茨城労働基準協会連合会 宛

ご記入いただいた個人情報は、本講演会の実施のため以外には使用いたしません。

主催：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
茨城働き方改革推進支援センター

後援：茨城労働局／日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部／
茨城県社会保険労務士会

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

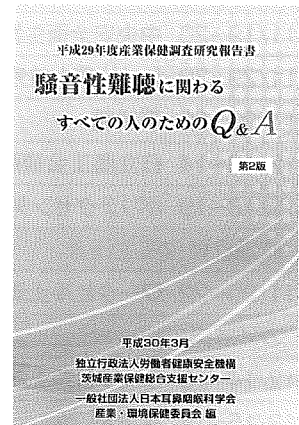
「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A」のご案内 (独立行政法人労働者健康安全機構平成29年度産業保健調査研究)

騒音性難聴は未だ治療が困難な疾患ですが、予防することは可能です。

「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A」は、平成26年度から平成29年度調査研究着手までの期間に、全国の産業保健総合支援センターに寄せられた騒音性難聴に関する相談や質問を茨城産業保健総合支援センターで整理集計し、独立行政法人労働者健康安全機構平成29年度産業保健調査研究として回答をまとめ、それらの回答の科学的な正当性を平成29年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業「騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで俯瞰したデータ収集と現場の支援」の支援を受け、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会において審査、編集を経て作成したものです。

産業医、産業看護職等の産業保健スタッフだけではなく、事業場において騒音対策に直面する衛生管理者等の担当者にとっても、知りたいことが解りやすくまとめられた良書となっております。

現在、茨城産業保健総合支援センターでは、ホームページ上でQ&Aの内容を公開し(PDFでの無料ダウンロード可能)、製本された冊子をご希望の方には無料で配布しております。(配布部数は1人1冊を原則とし、無くなり次第終了となります。)



〔産業保健セミナーの予定(11月開催分)〕

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
11月15日(木) 18:30-20:30	ストレスチェック実施後の集団分析結果に基づく職場の環境改善～過重労働解消のヒント～【日医認定】	片倉薫先生 (労働衛生コンサルタント、薬剤師、元製薬会社勤務、衛生管理者)	県西生涯学習センター 小講座室2	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
11月28日(水) 18:30-20:30	働き方改革で広がる産業医の役割【日医認定】	野口清先生 (労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、元労働基準監督署長)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者、事業主等

外国人労働者にフォークリフト運転の資格を取らせたいと考えている事業主の皆様へ

茨城労働基準協会連合会・各地区労働基準協会では、水戸市など県内9箇所ではフォークリフト運転技能講習を行なっています。

技能実習生など外国人労働者にフォークリフト運転の資格を取らせたいという事業者から要望もあって、茨城労働基準協会連合会では技能講習の修了試験問題を母国語で受けられるよう下記の外国語の修了試験問題を用意いたしました。

講習受講申込みの際には、〇〇語の修了試験問題を希望とお申し出ください。

なお、講義及び教材はこれまでどおり日本語となります。

対応する言語は【英語、中国語、ポルトガル語、インドネシア語】です。

講習会のご案内 (30年11月中旬~12月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
12/10~11・12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
12/18~19・20・21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
11/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/29~30	平成館 (古河市)	古河協会
12/13~14	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/18~19	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
乾燥設備作業主任者		
11/20~22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
ガス溶接		
12/14~15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/15~16	平成館 (古河市)	古河協会
玉掛け		
11/15~16・18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/15~16・17	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/16~17・18	平成館 (古河市)	古河協会
12/6~7・8	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/7~8・9	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
プレス機械作業主任者		
12/3~5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転(学科)		
11/17	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/18	平成館 (古河市)	古河協会
12/4	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/6	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
床上操作式クレーン運転		
11/15~16・17・18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
11/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/27~28	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/4~5	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/6~7	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者		
11/28~30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
電気取扱業務(高压)		
11/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会

クレーン運転の業務(5トン未満)		
11/14~15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/26~27・28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
12/5~6	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
12/7~8	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/7~8	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
特定粉じん作業		
12/5	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
12/12	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全管理者能力向上教育		
11/26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
11/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/12~13	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/12~13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/13~14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
職長・安全衛生責任者教育		
11/20~21	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/21~22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
安全管理者選任時研修		
12/13~14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
11/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
腰痛予防セミナー		
12/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTトレーナー研修会		
12/6~7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
衛生推進者講習		
12/17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTリーダー研修会		
12/3	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478

茨城地区出張特別試験が実施される

去る9月30日(日)、水戸市の茨城大学において衛生管理者等の出張試験が行われ、先日その結果が発表されました。試験結果の概要は下記のとおりです。

この出張試験は、公益財団法人安全衛生技術試験協会が実施し、当茨城労働基準協会連合会が事務局となっているものです。

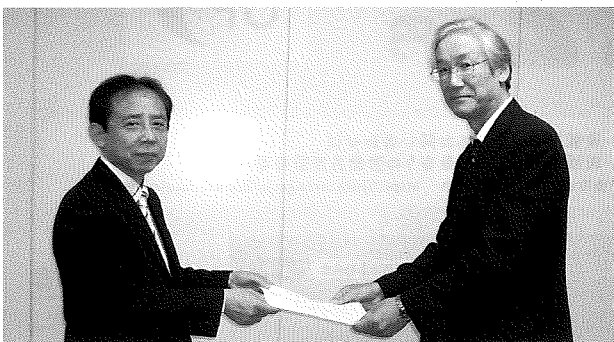
なお、来年も9月に実施を予定しておりますが、日程・場所が決まりましたら、会報及び当連合会のホームページでお知らせします。

実施結果

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
第一種衛生管理者	899	462	51.4%
第二種衛生管理者	299	167	55.9%
ガス溶接作業主任者	90	81	90.0%
二級ボイラー技士	212	118	55.7%
ボイラー整備士	49	33	67.3%
クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	92	48	52.2%
移動式クレーン運転士	4	3	75.0%
一級ボイラー技士	74	45	60.8%
エックス線作業主任者	96	50	52.1%
潜水士	32	30	93.8%
合計	1,847	1,037	56.1%

茨城労働局長より働き方改革の取組に関する要請を受けました

10月22日、茨城労働局福元俊成局長が当会を訪問され、「長時間労働を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」を受けました。福元局長から当会のこれまでの取組に対する御礼を受けると共に、11月に実施される過重労働解消キャンペーンに向けて、これらの取組の周知啓発について協力するよう要請を受けました。



橋本専務(右)は、福元局長(左)から、要請書の手交を受けた

県内の労働災害発生状況速報 (平成30年9月末現在)

業種別	平成30年	前年同期	
計	(16) 2,090	(15) 1,930	
製造業	(1) 614	(1) 551	
鉱業	(0) 4	(1) 4	
建設業	(8) 223	(7) 270	
内訳	土木	(4) 53	(4) 70
	建築	(2) 98	(3) 118
	その他	(2) 72	(0) 82
運輸交通業	(3) 262	(2) 270	
貨物取扱業	(1) 25	(1) 23	
農林業	(0) 30	(1) 36	
畜産水産業	(0) 78	(2) 79	
商業	(2) 269	(0) 235	
その他	(1) 585	(0) 462	

(注) ()内は、死亡者で内数



チェック しなくちゃ。 最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります!



茨城県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

822円



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは
茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ
茨城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

中小企業
事業者の
皆さんへ

- ☑ 賃金引上げ支援のための助成金をご存知ですか? 詳しくはWEBで確認!
- ☑ 賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

業務改善助成金

検索

